

*** 施設利用に関する注意事項 ***

施設利用の注意

お願い

- 団体確認のため、入室の際には必ず下記のいずれかをご提示ください。
 - ・施設の使用承認書
 - ・インターネット利用登録証
 - ・男女平等センター団体登録証
- 申請時の使用目的と異なる場合は、利用中止（または使用の取消）を求めることがあります。
- 利用時間には、準備及び片付けの時間を含みます。終了時刻までに退出願います。
- 利用が終了したときは、室内の現状復帰と看板の返却をお願いします。
- 男女平等センターの施設は防音室ではないので、上階の住居に迷惑のかからないようご配慮をお願いします。
- 楽器の使用については 裏面 を参照してください。必ず事前のご相談をお願いします。
- スピーカーやアンプの持込みはできません。
- 照明や音響設備の利用が想定される場合は、必ず事前にお申し込みください。
- 文具等の貸出は行っていません。
- 館内にごみを捨てる場所はありません。持ち帰りをお願いします。

禁止

- 施設の利用は、承認された団体（または個人）以外へ譲渡・転貸することはできません。
- 営業／営利を目的とした商品の説明や、デモンストレーションを含む販売・勧誘活動はできません。
- 宗教団体の布教活動はできません。
- 館内の壁やドアに貼り紙はできません。ホワイトボード・立て看板＋マグネット（いずれも貸出可）をご使用ください。
- 水分補給以外の飲食はできません。
- 館内および敷地内は全面禁煙です。また、当館周辺での喫煙もご遠慮ください。
- 館内および敷地内での飲酒はお断りしております。
- 実習室を調理でご利用の場合、調理した食品の持ち出しはできません。実習と試食の目的のみでご利用ください。ご利用の際は食器用の布巾またはペーパータオルを必ずご持参ください。また、ごみはすべてお持ち帰りください。
- 研修室A、B：防音室ではないので、上階の住居に迷惑のかからないようご配慮をお願いします。特に、高音のボイストレーニング、オペラの歌唱等、大きな音の出る練習について、ご注意ください。

※40人以上でのご利用について（上記注意事項とあわせてお読みください）

- 当日の円滑なご利用のため、40人以上でご利用の場合は事前にご相談ください。
- 当館には防音設備がありません。音響機器については節度ある音量でのご利用をお願いします。
- ロビーや廊下を多人数で占有することはお断りしております。

保育室

- お申込の前に必ずご相談ください。
- 研修室をご利用の際の、附帯施設として使用する場合は、料金が全額免除となります。
- 保育士は常駐していません。
- 保育室利用の対象年齢は、乳児～未就学児です。
- 子どもだけで利用することはできません。必ず大人の方が付き添ってください。
- 保育以外の目的では貸出は行っていません。

駐 車 場	車でのご来館はご遠慮ください。やむを得ず駐車場を使用の場合は、必ず窓口で手続きをしてください。ただし、一団体一台に限ります。														
楽 器 等 の 持 ち 込 み 使 用 に つ い て	男女平等センターの施設は防音室ではないので、楽器の使用については、以下の注意事項を守ってください。 ① 使用できる部屋は、研修室Aおよび研修室Bです。 ② 楽器の種類は、下表の範囲内とします。 ③ 時間帯は、午前および午後のみ可とし、夜間の楽器使用はできません。利用状況によっては、音量の調整をお願いする場合があります。 ④ 持ち込みで使用する場合は、事前にセンター事務局に楽器の種類と持ち込み予定の本数等をご連絡ください。 ⑤ センター職員の指示に従わない場合は、楽器使用の停止を求める場合があります。 ※ ご不明な点は、お問い合わせください。 <table border="1" data-bbox="443 734 1375 1059"> <thead> <tr> <th>楽器の種類および音の対象</th><th>使用制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サクソフォン、金管楽器、打楽器</td><td>使用不可</td></tr> <tr> <td>ファゴット、ハープ</td><td>2台まで可</td></tr> <tr> <td>クラリネット、フルート</td><td>4台まで可</td></tr> <tr> <td>ヴァイオリン、チェロ等弦楽器</td><td>弦楽四重奏まで可</td></tr> <tr> <td>オーボエ、フォークギター、三味線、琴</td><td>4台まで可</td></tr> <tr> <td>クラシックギター、電子楽器等</td><td>使用可</td></tr> </tbody> </table>	楽器の種類および音の対象	使用制限	サクソフォン、金管楽器、打楽器	使用不可	ファゴット、ハープ	2台まで可	クラリネット、フルート	4台まで可	ヴァイオリン、チェロ等弦楽器	弦楽四重奏まで可	オーボエ、フォークギター、三味線、琴	4台まで可	クラシックギター、電子楽器等	使用可
楽器の種類および音の対象	使用制限														
サクソフォン、金管楽器、打楽器	使用不可														
ファゴット、ハープ	2台まで可														
クラリネット、フルート	4台まで可														
ヴァイオリン、チェロ等弦楽器	弦楽四重奏まで可														
オーボエ、フォークギター、三味線、琴	4台まで可														
クラシックギター、電子楽器等	使用可														

取 用 消 の	使用日の3日前までに窓口で手続きしてください。その際、<u>使用承認書</u>および<u>朱肉タイプ</u>の印鑑をお持ちください。また、取消申請書を記入する際に、<u>代表者の情報</u>が必須となります。インターネットから申し込んだ予約は、インターネットから取消を行ってください。
----------------------------	---

変 用 更 の	使用日の3日前までに窓口で手続きしてください。その際、<u>使用承認書</u>および<u>朱肉タイプ</u>の印鑑をお持ちください。また、変更申請書を記入する際に、<u>代表者の情報</u>が必須となります。インターネットから申し込んだ予約は、インターネットから変更を行ってください。変更後の再変更はできません。
----------------------------	---

使 用 料 の 還 付	既に納められた使用料は、次に該当する場合のほかはお返しできません。 ① 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき ⇒ 全額 ② 災害その他の事故により使用承認を取消したとき、または工事のほか区および男女平等センターの都合により、会長が使用の承認を取り消したとき ⇒ 全額 ③ 使用日の3日前までに使用の取消を申し出て、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ 5割相当額 ④ 使用日の3日前に使用の変更を申し出て、変更後の使用料が変更前の使用料より少なくなり、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ 差額の5割相当額 ※上記により還付を受ける場合は、印鑑をご持参ください。 (<u>シャチハタ不可：朱肉使用のものに限ります</u>)
--	---

文京区男女平等センター TEL: 3814-6159

※文京区男女平等センターは、文京区女性団体連絡会が指定管理者として管理運営を行っています。